

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

環境試験設備等の運営・利用拡大事業

事業契約書（案）

お知らせ

- ①JAXA 標準約款 http://stage.tksc.jaxa.jp/compe/fundamental_j.html
契約条件等は、取引基本契約書その他契約書等別の定めのない限り、JAXA 標準約款によります。ご希望の方は上記 URL よりダウンロード又は当機構契約部（050-3362-4521）までご連絡ください。
- ②JAXA コンプライアンス総合窓口について
当機構との業務に関し、社会規範や倫理、法令上問題と感ずることにつき、どなたでも次の窓口にご相談することができます。（匿名可）
- (1) JAXA 内コンプライアンス総合窓口
E-MAIL : JAXAsodan@jaxa.jp TEL : 090-1660-0191
〒101-8008 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 総務部法務・コンプライアンス課
「コンプライアンス総合窓口」
- (2) 指定弁護士 岩渕正紀（ふじ合同法律事務所）
E-MAIL : jaxatsuho@siren.ocn.ne.jp TEL : 03-5568-1616

2019年9月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

事業契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、環境試験設備等の運営に係る甲と乙との間の取引に関し、その基本的事項について次のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（事業期間）

第1条 本契約におけるの事業期間は2020年4月（乃至は契約締結）から2024年3月31日を対象とする。

（仕様書等に基づく契約の履行）

第2条 乙は、本契約書、「要求水準書」及び「モニタリング基本計画書」（以下「仕様書等」という。）に従い、本契約を履行する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（価格内訳明細書の提出）

第3条 乙は、本契約の締結後、甲が特に必要ないと認めた場合を除き、速やかに価格内訳明細書を作成し、甲に提出する。

（下請業者）

第4条 乙は、本契約の実施の全部を、第三者に下請けさせてはならない。

2 乙が本契約の一部を下請業者（乙の契約者又は再委託者若しくは下請契約者（あらゆる段階の再委託者、下請契約者及び供給者を含む。）、以下「下請業者」という。）に実施させる場合、当該下請業者の行為はすべて乙の行為とみなす。

（設備等の運営）

第5条 乙は、「要求水準書」に定める甲が所有する設備、建屋及び敷地（以下「設備等」という。）について、仕様書等に基づき、運営を行う。

2 設備等が滅失又は損傷した場合、乙は速やかに甲に通知する。

3 設備等が滅失又は損傷した場合は、乙の負担において、速やかに修補しなければならない。但し、当該滅失又は損傷が、天災その他不可抗力又は甲の責に帰すべき事由に基づくとは認められるときはこの限りではない。

4 仕様書等で定める乙の業務に関わる費用は乙が負担する。但し、次の各号に定める費用については甲が負担する。

（1）光熱水道費（但し、第6条（設備等の利用）で定める設備等の利用に伴い生じるものは第6条5項に定めるとおり、乙の負担とする。）

（2）1件あたり1,000万円を超える設備修理（以下「大規模修理」という。）の費用（但し、乙に責を帰すべき事由により必要になったものは乙の負担とする。）

（設備等の利用）

第6条 乙は、前5条に支障のない範囲かつ、甲の他の業務に支障が生じない範囲において本契約に示す設備等を利用することができる。

2 設備等の利用は、「要求水準書」第4章に定める事業内容に関する事項及び第6章に定める利用拡大業務（外部試験等を含む。）の範囲とする。

3 利用拡大業務として、第三者（乙の社内発注業務含む。）への有償の事業を行うことができる。

4 前項に定める利用は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法で定める第4条及び18条の範囲内とし、内容について甲と事前協議しなければならない。

5 利用拡大業務に伴うすべての費用（光熱水道費を含む。）は、乙の負担とする。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

- 6 第1項に基づき、乙が設備等を第三者（社内利用、社内発注業務、グループ企業発注業務を含む。）に有償で利用させた場合には、その金額の●%（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）を利用料として、乙から甲へ支払う。
- 7 第三者に無償又は低額で利用させた場合は、その妥当性について甲と協議する。
- 8 乙は、第4項の定めに従い、甲と事前協議で甲からの承認を得た場合に限り、設備等を乙の負担により利用及び改修等することができる。

（施設保全）

第7条 甲は建屋及び配管や空調等の建屋に付属するもの（以下「施設」という。）（第6条第8項に基づき乙が改修した部分を除く）について、電気設備、施設内のクレーン設備、消火設備（消火器を除く）、空調設備等の保全を行う。

2 甲は、前項の保全を行う際は、乙に予め通知する。また、乙は、当該期間中は当該保全対象の施設と関連する設備等を利用できないことについて了解する。

3 乙は、甲が事前に内容に関して承認した場合、自己の費用において施設を修理することができる。

（モニタリング会議）

第8条 甲及び乙は、「要求水準書」に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認することを目的に、モニタリング会議を開催する。詳細については、「モニタリング基本計画書」に定める。

2 乙は、自らが実施した作業（下請業者が実施したものも含む。）について、モニタリング会議において説明しなければならない。

（受領検査）

第9条 乙は、モニタリング会議において業務報告書その他の必要書類を甲に提出するとともに、甲が給付の完了の確認を行うために必要な検査（以下「受領検査」という。）を四半期毎に受けなければならない。

2 甲は、四半期毎に定められたモニタリング会議において受領検査を完了しなければならない。但し、甲が当該モニタリング会議において検査することが困難な合理的な理由があるときは、検査の日程を別途定めることができる。定められた期間内に、甲が受領検査を行わない場合には、乙は当該四半期における受領検査に合格したものとみなす。

3 甲は、受領検査において、「要求水準書」で定める内容を達成していると認めたときは、乙に速やかに通知する。

（再検査）

第10条 乙は、受領検査の結果、「要求水準書」で定める内容を達成していないと判断された場合は、甲の指示するところに従い、「モニタリング基本計画書」第3章の定める手順に従い業務の改善を図り、是正措置完了の通知を行った上で、甲の再検査を受けなければならない。

（サービス対価の支払い及び精算）

第11条 本契約に係るサービス対価は、全事業期間における契約金額の総額●円を、下記の計算に基づき、当該事業年度の四半期毎に支払うものとする。

（老朽化更新を除く当該年度四半期のサービス対価）【円】＝（本契約金額の総額から老朽化更新を除いたサービス対価）【円】／（全事業期間における月数／3）

老朽化更新のサービス対価＝当該期間に更新が完了した老朽化設備に関するサービス対価

2 乙は、四半期毎に第9条に定める受領検査に合格したときは、「モニタリング基本計画書」3.4.5により甲が通知する減額ポイント及び利用拡大業務における売上実績を詳細に記載した「実績報告書」を作成し、売上金額を証する書類を添えて甲に提出する。

3 甲は、前項に規定する報告書及び書類の提出を受けたときは、速やかに前条に基づきサービス対価の支払金額の確定を行い、乙に通知する。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

- 4 甲は、支払金額の確定において、実績額が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否か等を調査するものとし、必要であるときは乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求め、又は乙の工場・事務所その他関係場所に立ち入り、帳簿及び関係書類を調査することができる。
- 5 乙は、第3項に定める通知を受けた場合は、所定の請求書を以て第3項で確定した支払金額を甲に請求し、甲は、これを受理した日から30日以内に支払う。
- 6 甲は、第3項に定める通知に併せ、第6条第5項及び第6項に定める光熱水道費及び利用料を乙に請求する。この場合において、乙は、甲の所定の請求書が発行された日の翌月末日までに支払わなければならない。
- 7 甲の責に帰すべき事由による大規模修理費については年●円を上限として実費を精算し、四半期毎の支払い金額に追加する。

(契約解除時におけるサービス対価の支払)

第12条 四半期に満たない期間において契約解除を行う場合、甲は、当該四半期における1日当たりのサービス対価を前条項に従い算出し、当該四半期における契約日数を乗じた金額(日割計算)をサービス対価として乙に支払う。

(危険負担)

第13条 天災その他不可抗力により、本契約の完了以前に乙が本契約の一部又は全部を履行することができなくなった場合は、乙は本契約の履行を免れるものとし、甲はその代金の支払義務を免れるものとする。

(債務不履行)

第14条 甲は、乙がその責に帰すべき事由により本契約の債務の本旨に従った履行をしない場合又は履行が不能になった場合、乙に対して、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。又は、甲は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

(要求水準未達)

- 第15条 乙は、契約期間内において「要求水準書」に定める要求水準を達成しなければならない。
- 2 第1項に定める要求水準を達成していないと判断される事象(以下「要求水準未達」という。)が確認できる場合は、乙は、「モニタリング基本計画書」3.3に定める手順により改善・回復を図り、甲に是正措置完了の通知を行わなければならない。
 - 3 要求水準未達の場合、甲は、「モニタリング基本計画書」3.4の定めに従い、減額ポイントに応じた金額をサービス対価から減ずる。
 - 4 甲による是正命令に対し、乙による要求水準未達が度重なる場合、あるいは事業に重大な影響を与える事象発生した場合は、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

(甲の解除権)

第16条 第13条、第14条、第15条に定める他、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲の検査を妨げた場合、その他不正な行為をするなど本契約の重要な条件に違反した場合
- (2) 本契約の締結にあたり、談合その他の不正な行為を行ったことが明らかになった場合
- (3) 第25条に違反した場合
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがあった場合、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合、その他信用状態の著しい悪化を生じた場合
- (5) 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、本契約の履行が著しく困難になったと見込まれる場合

(乙の解除権)

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第 26 条による仕様の変更のため、契約金額が 3 分の 1 以上減少した場合
- (2) 第 26 条による本契約中断の期間が、本契約期間の 2 分の 1 以上に達した場合
- (3) 甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となった場合

2 前項により本契約を解除した場合、乙は、乙に生じた損害の賠償を、甲に対して請求することができる。

(甲による任意の解除)

第 18 条 甲は、自己の都合により、本契約を解除することができる。この場合、乙は、甲に対して、乙に生じた損害の賠償を請求することができる。

(第三者損害)

第 19 条 乙は本契約の目的物について第三者の権利を侵害しないよう適切な措置を講じる。

2 甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して、第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決する。

3 本契約の目的物の甲による利用に関して、第三者との間で知的財産権に関する紛争が発生した場合には、甲が次の各号に定めるすべての対応をとることを条件に、乙は自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

- (1) 第三者との間で紛争が発生した事実及びその内容を直ちに乙に書面で通知すること。
- (2) 当該第三者との紛争解決に関わる必要な権限を乙に与えること。
- (3) 情報提供等により、乙による紛争解決に全面的に協力すること。

4 前項の規定は、次の各号の一に定める場合には適用せず、乙は費用負担を含め何ら責任を負わないものとする。

- (1) 当該紛争が、乙が甲の仕様又は指示等に従ったことに起因して発生した場合。但し、乙がその仕様、指示等が不適切であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- (2) 当該紛争が、甲が本契約の目的物を改変又は他の物品と組み合わせたことに起因して発生した場合。
- (3) その他、当該紛争が乙の責に帰すことのできない事由に起因して発生した場合。

(賠償責任)

第 20 条 乙は、本契約の履行に起因又は関連して損害が生じた場合、本契約に特別な定めがない限り、甲の故意に起因する場合を除き、甲に対し損害賠償を請求することはできない。

2 乙は、本契約の履行により、施設及び設備等の不具合により試験スケジュールの遅延・中止、持ち込んだ供試体・機器等の損傷等が発生した場合であっても、甲は一切の責任を負わず、乙は甲に対しての損害賠償請求をできない。

3 施設及び設備等を乙の過失により破損させた場合、乙は、1 件当たり●円を上限として損害賠償責任を負う。

4 乙は損害賠償の支払いに関した、保険付与等により上限額に対する支払い能力を明らかとすること。

(解除における違約金)

第 21 条 甲が第 14 条、第 15 条、第 16 条により又は乙が第 17 条第 1 項によりそれぞれ本契約を解除した場合、相手方に対し、損害賠償に代えて違約金として解除部分に相当する契約金額（価格内訳明細書に記載する価格により算出する。）の 100 分の 10 に相当する金額を請求することができる。

(遅延損害金)

第 22 条 甲が第 11 条、第 12 条により並びに乙が第 6 条、第 11 条により負う支払義務について、期限内に本契約において定める金額を支払わない場合には、相手方に対して、支払期限の翌日から支払完了日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年利 6 %（日割計算）の遅延損害金を支払う。

(端数の切捨て)

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

第23条 第22条に基づき甲又は乙が支払義務を負う違約金又は遅延損害金については、金額が10,000円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲の請求に基づき、本契約の契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成乙である乙団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成乙である乙団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。但し、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の違約金の定めにかかわらず、乙が本契約に関して、前項の各号の一に該当することとなったことにより甲に生じた損害の額が、前項に定める違約金の額を超過するときは、甲は、その超過分の損害について乙に対して賠償を請求することができる。
- 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(不当介入への対応)

第25条 甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
 - (2) 暴力団員等による不当介入があつたときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - (3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容と書面により相手方に報告するものとする。
 - (4) 再委託又は下請の相手方に対して、第1号及び第2号を遵守させなければならない。
- 2 前項第1号における暴力団関係者とは、個人又は法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。
- (1) 暴力団員と認められる場合
 - (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
 - (4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
 - (7) 前各号の他、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

4 甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本契約の履行が遅延するなど作業期間又は契約納期に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

(契約の変更)

第 26 条 甲は、必要がある場合には、乙と協議のうえ、本契約が完了するまでの間において仕様書等を変更し、又は本契約の履行を一時中断することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに掲げる理由により本契約締結の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、協議のうえ本契約に定める契約金額その他これに関連する条件を変更することができる。

(1) 仕様書等その他本契約条件の変更（本契約の履行の一時中断を含む。）

(2) 価格に影響のある技術変更提案の実施

(3) 税法その他法令の制定又は改廃

(4) 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく製造条件の変更

3 契約金額を変更する場合は、価格内訳明細書に記載する価格によりこれを算出するものとし、これにより難しい場合には甲乙協議して定める。

(契約終了後の措置)

第 27 条 契約期間が満了した場合又は契約が解除された場合、甲は設備等が仕様書等で定める性能を満たしていることを確認する。性能が満たされていない場合、乙は、乙の負担により性能を満たすために必要な処置を行わなければならない。

2 乙は、契約の終了日又は甲が指定する期日までに、施設及び設備等を原状回復の上、甲に明け渡さなければならない。ただし、甲の承認を得て金銭をもって原状回復に代えることができる。

3 甲は、乙が前項に規定する原状回復を行わない場合、自らこれを行うことができる。この場合において、甲は当該費用を乙に請求し、乙がこれを負担しなければならない。

(契約終了後の賠償責任)

第 28 条 乙は、契約終了後 1 年間、本契約における履行の不備により生じた損害に対して損害賠償責任を負う。

(秘密の保持)

第 29 条 甲及び乙は、本契約の実施により得られた相手方の明示した秘密を第三者に漏らしてはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

(1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。

(2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

(3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。）

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

(5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料又は情報で、かかる事実が立証できるもの。

(6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

(7) 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

2 甲は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保全に関する特約を付することができる。秘密保全に関する特約が付された場合には、乙は、当該特約の定めるところにより、秘密の保全に万全を期さなければならない。

3 甲は、本契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

(情報の目的外利用の禁止)

第 30 条 甲及び乙は、相手方が提供又は送信する情報を、業務の実施のために必要な範囲に限り利用しなければならない。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

(セキュリティ)

第31条 乙は、本契約の実施において、甲が取扱い条件を明示した情報を取り扱う場合、セキュリティ確保のため以下の各号の措置を講じなければならない。

- (1) 甲の情報を防護し、機密性、完全性を確保するために、甲の情報にアクセスできる者を本契約の履行に必要な範囲となるよう適切な管理を行うこと。
- (2) 外部からの意図的な不正行為やその他の脅威から甲の情報を守るため、当該情報を扱う作業の実施設に不正な入退場が行われぬよう対策を講ずること。
- (3) 情報システムの破壊、侵入、不正アクセス、コンピュータウイルスその他の脅威から甲の情報を扱う情報システムを防護するための措置を講ずるとともに、当該情報を扱う端末等では情報漏えいの危険性のあるソフトウェアの使用を禁ずること。
- (4) 甲の情報を漏えい、破壊、改ざん、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故が生じた場合には、直ちに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講ずること。
- (5) 前号に定める措置を講じたときは、速やかに甲に対し漏えい等の範囲、拡大防止策、原因究明及び対策等の措置内容を報告すること。
- (6) 前各号までの措置を周知徹底すること。
- (7) 乙は、甲の情報を下請業者に取り扱わせる場合、前各号に定める措置を下請業者にも遵守させること。

但し、第4号及び第5号の甲への報告については、乙から行うこと。

- 2 甲は、前項に定める措置の他、乙と事前に協議し合意した措置を求めることができる。
- 3 乙が前2項による義務に違反したことにより甲に損害が発生した場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。
- 4 本契約の実施において、乙がセキュリティの保全を要求するものについて、甲が、セキュリティに関する甲の規程に違反したことにより乙に損害が発生した場合には、乙は、甲に対して損害の賠償を請求することができる。
- 5 甲は、第1項第5号の報告に対し指示を行うことができ、乙が正当な理由なく本指示を拒んだときは、甲は乙をその後の契約相手方としないことができる。

(債権譲渡禁止等)

第32条 乙は、本契約によって生ずる債権債務又は本契約に基づいて製造又は購入した物件について、譲渡、貸与、質権その他の担保物権の設定その他の処分をしてはならない。但し、あらかじめ書面により甲に申請し甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 前項にかかわらず、乙が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して本契約によって生ずる甲に対する売掛債権を譲渡する場合は、乙からの事前通知により、甲は債権譲渡を認めるものとする。

(契約に関する疑義の解決)

第33条 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項について生じた疑義については、甲乙協議の上、解決する。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 東京都調布市深大寺東町七丁目 44 番地 1

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 *[調達部長名]*

乙 住所

DRAFT